

(人ろー14)

平成28年6月16日

高等裁判所事務局次長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 髭野勝之

永年勤続者の表彰の運用について（事務連絡）

平成21年2月2日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」及び同日付け最高裁人能A第000301号人事局長通達「永年勤続者の表彰における被表彰者の決定方法について」（以下「実施通達」という。）の運用については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らいください。

記

1 懲戒処分を受けた職員を表彰の対象とする場合について

懲戒処分を受けた者を表彰の対象とする場合には、実施通達記3に先立ち、

2 「勤務成績が良好である者」に該当するか疑義がある職員について

次のいずれかに該当する者を表彰の対象として上申する場合には、最高裁判所表彰規程第2条第2項に定められている「勤務成績が良好である者」に該当するか疑義があり、その検討に必要となるため、

(1)

(2) [REDACTED]
[REDACTED]

3 未受賞者の報告について

最高裁判所長官表彰の候補者としていない者がいる場合は、実施通達記2による候補者の上申の際（他に候補者がいない場合は、候補者としていない者が退職する日の3週間前の日までに）、別紙様式により、メール等適宜の方法で当課研修健康係宛てに送付する。

(別紙様式)

最高裁判所長官表彰未受賞者名簿

(庁名)

高等裁判所

所属	官 職		氏 名	ふ り が な	年 齢	性 別	勤 続 年 月 数	退 職 予 定 年 月 日	未 受 賞 理 由	備 考
	官 名	職 名								
(記載例)										
〇〇高裁	裁判所事務官	刑事訟廷管理官付 専門職	隼 太 郎	はやぶさ たろう	60	男	38.00	H28.3.31	A	
〇〇地裁	裁判所書記官	民事訟廷庶務係長	霞 千 代	かすみ ちよ	60	女	40.00	H28.3.31	B	
〇〇家裁	裁判所書記官		墨田 次郎	すみだじろう	60	男	26.00	H28.3.31	C	
〇〇簡裁	裁判所事務官	庶務課主任	永田 幸子	ながたさちこ	60	女	34.06	H28.3.31	D	信条による

(記載上の留意点)

- 1 「年齢」及び「勤続年月数」 退職予定日現在で記載する。
- 2 「未受賞理由」 次の理由区分による符号を記載する。
A : 懲戒処分 B : XXXXXXXXXX C : XXXXXXXXXX D : 受賞辞退
- 3 「備考」 未受賞理由についてその内容及び参考となる事項を記載する。

平成28年6月16日

最高裁判所裁判部庶務主任 殿
最高裁判所事務総局局課庶務主任 殿
司法研修所長事務局総務課長 殿
裁判所職員総合研修所事務局総務課長 殿
最高裁判所図書館庶務主任 殿

最高裁判所事務総局人事局能率課長 髭野勝之

永年勤続者の表彰の運用について（事務連絡）

平成21年2月2日付け最高裁人能A第000300号事務総長依命通達「永年勤続者の表彰について」及び同日付け最高裁人能B第000472号人事局長通達「最高裁判所に勤務する永年勤続者の表彰における被表彰者の決定方法について」（以下「実施通達」という。）の運用については、下記のとおりですので、よろしくお取り計らってください。

記

1 懲戒処分を受けた職員を表彰の対象とする場合について

懲戒処分を受けた者を表彰の対象とする場合には、実施通達記2に先立ち、

2 「勤務成績が良好である者」に該当するか疑義がある者について

次のいずれかに該当する者を表彰の対象として報告する場合には、最高裁判所表彰規程第2条第2項に定められている「勤務成績が良好である者」に該当するか疑義があり、その検討に必要となるため、

[Redacted]

(1) [Redacted]

(2) [Redacted]

(3) [Redacted]

[Redacted]

3 受賞意思の確認

候補者の上申に先立ち、候補者に対して、適宜の方法により受賞意思を確認する。